

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

能代市長 鍋谷 暁

市町村名 (市町村コード)	能代市 (05202)
地域名 (地域内農業集落名)	常盤地区 (大柄、山谷、砂子田、榎木岱、外割田、魔面、苧橋、常盤本郷、槐、四日市、久喜沢、国見、豊栄、轟)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年5月8日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・久喜沢・槐台地区の能代地区国営総合農地開発事業実施区域を中心に、本郷地区、轟地区などで基盤整備が進んでいる。
 ・古くからねぎとみょうがの産地となっている。
 ・メガ団地内では、若い世代への指導・育成が成功している。
 ・北部の大柄・山谷地区の山際の農地では鳥獣の被害に悩まされている(猿や熊等)。
 ・ほ場整備の実施状況により、地域の集積・集約に差が生じている。
 ・槐・常盤地区では相続登記が進まず、基盤整備実施に足踏みしている状態である

(2) 地域における農業の将来の在り方

・法人を中心に、農地の集積を進める。
 ・経営規模の拡大と作業の効率化が図られるよう、基盤整備区域を中心に団地化を進める。
 ・耕作放棄地を解消する。
 ・安定した収入を得られる農家を増やすために、高収益作物の作付面積増加に、地域で協力して取り組む。
 ・将来的には法人を一つにまとめ、規模をさらに拡大することで、後継者を受け入れる体制を整えていく。
 ・槐・常盤地区を中心に基盤整備を実施し、後継者へ引き継ぎやすい環境を整える。
 ・経営規模の拡大を目指す耕作者へ農地の集積が進められるよう、毎年行われる話合いにて農地所有者と耕作者で話合う機会をつくる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,287 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,234 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常盤地区では参入を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。 ・槐地区では規模拡大を望む中心経営体へ集積を進めていく。 ・久喜沢地区では個人担い手が協力して法人を立ち上げ、集積を図っていく。 ・外割田地区では参入を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。 ・天内地区では参入を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。 ・轟地区では既に既にほ場整備が実施され、中心となる経営体(法人)は確保されている。中心経営体には、農地中間管理機構による農地集積も実施済のため、今後は、現状維持としていく。 ・轟地区その他では轟地区を担っている中心経営体に可能な限り集積していく。
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。 ・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・毎年行われる話し合いを農地の所有者にも周知し、耕作が困難な場合は制度の活用を勧めるようにする。
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・槐・常盤地区について、基盤整備実施に足踏みしている状況であるが、地域としては早急に実施したいため、実施できるよう取り組んでいく。 ・基盤整備事業はどうしても期間を要するため、小規模な基盤整備事業や個人的な土地改良に伴う補助金等があれば活用を図っていきたい。
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市農業振興課、農業委員会、JA、土地改良区等の関係機関と連携し、多様な経営体の確保、育成に努める。
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて活用を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				